

第 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年8月10日午後1時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（0名）

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係 長	谷 津 知 一	農 地 係	塚 田 一 平
農 地 係	野 村 俊 貴		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いに対する承認について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 特定農地貸付けの承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 特定農地貸付けに関する市民農園廃園届について

報告第8号 所有者不明農地に係る公示について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、会長、よろしくお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は午後1時半からの総会ということで、猛暑の中、本当にご苦勞様でございます。

第2回総会ではありますが、実際には審議が本日から始まりますので、第1回に等しい総会になるのではないかと思います。今回は、24名の農業委員の中で6名、約4分の1の方が入れ替わりになっております。

今年の4月1日に、改正された農地法が施行されまして、下限面積要件の撤廃についてが一番大変かなと思います。これから影響が様々な形で出てくると思います。それについても、皆さんは、独りで判断するのではなく、場合によっては他地区の農業委員と相談をして間違いのない調査をしていただければと思っております。

それから、本日のお手元の資料にもありますように、5条申請が今回の議案書の中では30件ほどあります。その内11件が太陽光発電設備になっております。最終的には4件取下げというようなことになりましたが、それについては事務局から説明があるかと思えます。このことについては、やはり非常に多くの農地が太陽光発電設備に転用される中で、様々な摩擦がこれからも生じるかと思えます。それらの対応についてこれからきちとした指針を定めて、皆さんが調査をしやすいようにしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、この後、推進協議会で講演会があるということですので、よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第2回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名、欠席委員はなしです。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

1 番の岡田幸一委員，そして2 番の松橋裕子委員，よろしくお願ひいたします。

議案の取下げがありますので，事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので，お手元の「第2 回総会（取下）」と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は，議案書の8 ページになります。

議案第2 号 農地法第5 条の規定による許可についての第20項，第21項，第22項，第23項の4 件になります。

令和5 年8 月8 日に受人の都合により申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に，審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第2 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3 条の審議案件が13件，農地法第5 条の審議案件が26件，相続税の納税猶予に係る適格証明願が1 件でございます。

報告事項といたしまして，農地法第3 条の3 の届出が8 件，農地法第4 条の届出が5 件，農地法第5 条の届出が15件，農地法第18条第6 項の通知が2 件，制限除外の農地の移動届出が3 件，登記官等からの地目確認照会が3 件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして76件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を10番の皆川晃委員によろしくお願ひいたします。

それでは，議案第1 号 農地法第3 条の規定による許可についてを上程いたします。第1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3 条第2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番の安と申します。よろしくお願いいたします。

現地は、きれいに耕起されて耕作されておりましたので、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は同様であります。受人は、祖父から農地を受贈し、耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。渡人のお孫さんに贈与ということで、自宅のすぐ脇に家庭菜園としてきれいに作っておりましたもので、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番の安です。

先日調査いたしまして、この地を贈与するということで、渡人も了解しておりますので、調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、兄から農地を受贈し、耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

ここは市街化区域であり、また家庭菜園として利用したいとのことですので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し、自家消費するために申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきまして、受人は、小面積であります。住宅地続きで家庭菜園に使用したいということで、調査検討したところ、法に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝でございます。

当人宅を訪問し、現地確認をしてきました。調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項と第10項は関連がありますので、併せて上程いたします。
事務局からまとめて説明させます。

事務局 第9項と第10項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第9項、第10項ともに契約内容は交換であります。

それぞれの受人は、自宅に隣接し耕作に便利なため、または自作地に近接し耕作に
便利なため、申請地を交換し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項
各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第11項と議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第26項は関
連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第11項、議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第26項でござ
いますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で、関連がございますのでまとめて
ご説明いたします。

具体的な説明の前に、新任の農業委員もおられますので、営農型太陽光発電設備に
ついてご説明いたします。

「営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）について」と記載されたA4・
1枚の別紙資料をご覧ください。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて営農を継続しながら、上部空間に
太陽光発電設備を設置することです。転用の扱いとしましては、太陽光発電パネルを

載せる架台を支える支柱や売電するために必要な電柱などが一時転用の対象となります。栽培する農作物に制限はございませんが、実際には、日陰での栽培に対応できる作物を栽培していくことになるかと思われます。

次に、一時転用の許可期間ですが、通常は3年間になります。効率的かつ安定的な農業経営者、いわゆる認定農業者などが行う場合には10年間まで許可できるようになっております。許可期間満了時に再度許可を受けることで、営農と発電事業を継続利用していくことになります。

次に、許可後の手続きとしましては、許可を受けた者は、年に1度、栽培している農産物の生育状況や収穫量の報告をして、農業委員会は営農状況を確認していきます。

この制度の特徴としましては、発電のみを行う太陽光発電の転用は第1種農地では認められておりませんが、耕作をすることを伴うことで、売電を目的とした発電事業が第1種農地でも可能な制度になります。

この制度により、荒廃農地の再生利用や担い手の所得向上を通じた農業経営の発展が期待できる一方で、農業生産を適切に行わないことや周辺農地への影響などの懸念があることから、農業委員の皆様におかれましては、パネルの下での収穫が期待できるものなのか、事業者が継続的に事業を行えるのか、周辺農地や農業計画に支障が生じないかなどを確認する必要がある制度かと思われます。

制度に関する説明は以上になりまして、議案の説明になります。

第11項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。耕作されている農地の上部に太陽光発電パネルを設置するための権利の設定です。こちらは、先ほどの資料の裏面にあるイラストのパネル部分のことになります。

続きまして、議案書の9ページの下から2段目をご覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第26項の説明でございますが、契約内容は使用貸借でございます。耕作されている農地に太陽光発電パネルを乗せる架台などの柱部分を転用するための権利の設定になります。こちらは、先ほどの資料裏面にあるイラストの柱の部分のことになります。

申請人は、令和2年8月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、一時転用期間の更新に合わせて事業を引き継ぎ、営農型太陽光発電設備を継続して設置するため、区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培される作物は榊でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番, 浅井です。

調査検討したところ, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項, 議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第27項は関連がありますので, 併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第12項, 議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第27項でございますが, 営農型太陽光発電設備を設置する目的で, 関連がございますのでまとめてご説明いたします。

第12項でございますが, 契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の9ページの下から2段目, 議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第27項の説明でございますが, 契約内容は使用貸借でございます。

申請人は, 令和2年8月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが, 一時転用の更新に合わせ事業を引き継ぎ, 営農型太陽光発電設備を継続して設置するため, 区分地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培される作物は榊でございます。

申請地は, 広がりのある農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが, 営農型太陽光発電設備に関する農林水産省により, 一時転用として設置できるものとなっております。なお, 一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番, 浅井です。

調査検討したところ, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と見做されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, これも3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 第2種農地

と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は
第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

申請地は、畑がきれいに管理されておまして、周りにあまり住宅もなく、調査検
討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

先日、申請者のお宅に伺いましてこの物件を見ましたところ、きれいに整備されておりまして、調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、第1項の隣接地の事業であるため、併せて県農業会議へ諮問いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，広がりのある農地であることから農地区分は第1種農地と史料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件につきまして，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、農用地区域内の農地でございますが、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設への用途区分変更がなされていることから、農地法第5条第2項本文ただし書きの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

10番、安藏委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷克己です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，常磐自動車道水戸インターチェンジから300メートル以内の農地であることから，農地区分は第3種農地と見做されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷克己です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第20項から第23項までが取り下げられたため、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は農振農用地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。なお、転用期間は1か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第26項及び第27項は既にもう審議してあるため、次は第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議よろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 12番, 大圖です。

この案件も, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事業局から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは, 議案の説明の前に, 相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は, 農業を営んでいた被相続人から農地を相続した者が農業を継続する場合, または相続した農地を農業経営基盤強化促進法, いわゆる利用権の設定により貸し付ける場合, 相続人が農地として利用し続ける限り, 相続人に課税される相続税の納税が猶予される制度です。

相続税の納税猶予の免除につきましては, 市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず, 市街化区域の場合, 相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作することにより, 相続税が免除されます。一方, 市街化調整区域につきましては, 農地として利用する期間は終身継続となり, そのことにより納税が免除されることとなります。また, 適用を受けるには, 相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとされております。

それでは, 第1項について説明いたします。

相続人は, 被相続人から農地を相続し, 現在農地として利用されており, 納税猶予を受けるため, 今回, 相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお, 願い出の土地は, 市街化区域の農地が3万4,643.73平方メートル, 調整区域の農地が1万7,469.5平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。本件は、21番、今関委員、18番、高安委員、22番、浅井委員の各委員が関係しておりますが、委員の調査結果を取りまとめましたので、私が代表して発言します。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われるとのことです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員を代表しまして関委員から適格者であるというご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に雨貝裕委員に関係する案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨貝裕委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 利用権の設定の事務を担当しております農政課の木村と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料「別紙1」をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

雨貝裕委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の22ページ・174番、23ページ・179～181番及び184番、25ページ・198番、28ページ・220番、30ページ・234～236番の10筆でございます。こちらは全て田で、新規設定9,436平米、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては、47ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

利用権設定日は令和5年9月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨貝委員に着席を求めます。

(雨貝裕委員着席)

事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が27万5,781平米、うち再設定が4万2,520平米、畑が7万367平米、うち再設定が1万8,242平米。設定者69名、取得者15名、うち再設定の設定者22名、取得者6名でございます。利用権設定日は、令和5年8月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(事業担当課退席)

次に、議案第5号 特定農地貸付けの承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事務局 農産振興課でございます。

議案第5号 特定農地貸付けの承認についてご説明いたします。

お手元の資料で右上に四角囲みで「別紙2」となっている資料をご覧ください。

こちらは市民農園開設の申請です。1,816平方メートル内に61区画、976平米を新設したいとの申請でございます。

資料の2ページをご覧ください。

開設場所につきましては、渡里小学校の西1.3キロ程度の位置にございまして、市街地からの交通の便もよいことに加え、様々な世代の方から、現在、市民農園を望む要望もございまして、多くの利用が見込めるものと考えております。

説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の「水戸市農業委員会報告事項」をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

事務局 報告第7号につきまして、ご説明いたします。

報告第7号 特定農地貸付けに関する市民農園廃園届についてでございますが、見

川3丁目に設置してございます中村市民農園の園主から、宅地造成により農園を廃止したいとの届出がございましたので報告いたします。

説明は以上でございます。

事務局 それでは、続きまして、報告第8号 所有者不明農地に係る公示について説明させていただきます。

皆様、お手元の資料「別紙3」をご覧ください。

報告第8号 所有者不明農地に係る公示についてでございますが、相続未登記となっているような農地につきましては、その土地の2分の1以上の権利を持つ方が判明していれば利用権の設定が行えるという制度でございますが、相続が未登記のままになっていて、その所有者、相続人や納税管理人なども全然分からず誰とも連絡がつかない、過半数の権利を持つ方が判明していないといった所有者不明農地につきましては、農地法または農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業委員会の手続を経て、農地中間管理機構が利用権を設定するという制度がございます。

今回、そういった農地を借り受けたいと、地域の担い手の方から、所有者不明農地の所有者の探索について農業委員会に対し申出がございました。

該当する農地の所在とその所有者等の情報については、資料1ページの表のほうに記載したとおりでございます。登記名義人とその配偶者、子について探索を行うため、農地法に基づきまして土地の登記簿、戸籍等を取得し、探索を進めてまいりました。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。

該当する農地のこれまでの探索の状況でございますが、1番につきましては、登記名義人が死亡し相続が未登記、配偶者とは既に離婚をしており、子1名の生存が判明しましたが、相続放棄されていることが確認できたため、探索を終了しております。

次に、2番から6番につきましては、登記名義人の生存が判明し、現住所も分かったため、確認のための書類を送付いたしましたが、書類送付後2週間を超えても返信がなかったために所有者不明地として扱うこととし、探索のほうを終了いたしました。

下のスケジュールでございますが、今後2か月間の公示を行いまして、公示期間中に所有者からの申出などがなければ、公示期間終了後に農地中間管理機構に通知をいたしまして、利用権設定の手続を進めてもらうことになります。

3ページをご覧くださいと思います。

所有者不明農地制度につきましての内容になってございます。これにつきましては、今年の4月に法改正がございまして、従来、公示する期間が6か月間であったものが2か月間に短縮されております。また、利用権の設定期間の上限が20年から40年に引き上げられてございます。

資料の4ページ及び5ページをお開き願います。

こちらにつきましては、公示する文書案を参考として記載してございますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

議長 次に、その他の事項としまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事業担当課である農政課から説明がありますので、説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、少しお時間を頂戴いたしまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想と呼ばれるものでございますが、こちらの変更についてご説明申し上げます。本来であれば農地利用最適化推進協議会で諮る内容かと思っておりますけれども、本日、総会にてご説明させていただきたいというふうに考えています。

それでは、お手元の資料のA4版両面刷りのタイトル「水戸市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」というものと、A4横印刷のものですね、新旧対照表がございます。こちらについてご説明を申し上げます。

こちらは、通称基本構想と呼ばれておりますけれども、大まかには認定農業者の方、担い手の方や、あるいは認定新規就農者の方の所得の目標であったりとか、あるいは担い手の農地集積の目標値など、また利用権設定に関わる手続の詳細について規定しているものでございます。

法的には農業経営基盤強化促進法に基づきまして各市町村において策定するものとされておりまして、本市におきましては、平成6年に初めて策定されまして、おおむね5年ごとに見直しが行われてきたところでございまして、直近ですと令和3年度に県全体の基本方針の見直しに伴いまして、本市においても見直しを行っております。

令和3年度に定期、5年毎の更新があったということで、今回臨時の変更となるわけですけれども、資料に変更の経緯というところがございます。

今回の変更でございますが、4月1日付の農地法なども含めた経営基盤強化促進法などの改正に伴いまして、一部法律に合わせた文言の修正が必要になってございます。そうした中、5月に県の基本方針の見直しが行われまして、それに従いまして国の示す変更案に従い、必要とされる部分のみ変更を行うこととしたいと考えております。

資料3番のところ、実際の変更の概要でございますけれども、(1)番、認定農業者及び青年等就農者の目指すべき所得水準・年間労働時間等については変更ございません。

ページをめくっていただきまして、(2)番、営農類型ごとの農業経営の指標、こちらについても変更はございません。

また、続きまして（３）番、農業担い手の確保・育成に関する事項につきましては、国の新規就農者への支援の制度なども変更がございました。そういった中で、市、関係機関との役割分担、新規就農者のサポート体制に関わる内容について、国の改正例などに基づきまして文言を修正しております。

また、（４）農業経営基盤強化促進事業に関する事項でございますが、これまで人・農地プランと呼ばれてきたものが、また法改正により地域計画というふうな考え方が変わって、策定基準、策定プロセス及び農地の集積・集約化について、こちらも県の基本方針、国の改正例に基づきまして文言を修正させていただきます。

今後の改定のスケジュールでございますが、５月に県の基本方針の変更がございまして、７月より、農業委員会も含めまして、JA様、北酪農業協同組合様にご意見の聴取をお願いしているところでございまして、今後、県知事への協議を経まして同意をいただいた後、変更した基本構想の公告に移らせていただくという流れになってございます。

実際の具体的な文言につきましては、こちらの新旧対照表にございますが、少し文言、箇所が多いものですから、今回、説明は割愛させていただきます、この概要のみご説明申し上げます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしとすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしと決定いたします。

ここで担当課は退席します。

次に、事務局から話がありますので、説明をさせます。

事務局 それでは、事務局から１点、皆様に提案をさせていただきます。

今回議案に上がりました中で、冒頭に取下げになった説明がありましたが、こちらは全て太陽光発電設備の案件でございます。冒頭、会長からもありましたように、最近太陽光発電設備に関する転用申請が多くなってございます。今回、取下げがありましたが、これは同じ事業者が４件申請してきましたか、計画を当初の予定通り進められないということで取下げになったケースでございます。

このほかに、最近、許可した後、工事中に道路を壊したりとか、水道管を破ったりという問題が起きているのが事実でございます。その後の業者の対応としまして、丁寧に対応はしていただいているんですが、まずはこういった事故を起こすということが問題でございます。この起こす原因の一つに工事を性急に行っていることが考えられまして、工事が雑になっているのではないかと思います。つまり、申請をすぐにするために複数件の申請をまとめて行い、工事も早く進め、その過程で何らかの問題が起こる、という流れが考えられるということです。

今回、このように4件、その他にも同じ事業者で4件ほど太陽光発電設備の申請がございました。このように、1つの同じ事業者が一度に複数件の申請をしてくるということで問題が起きる可能性が高いのではないかとということで、これから申請を受け付ける件数というのを絞っていきたいというのが事務局からの提案でございます。申請件数を幾つまでにするかというようなこともあるんですが、それについては、近隣の市町村の状況も見ながら、次回以降の総会に上げて諮っていただきたいと思っております。

あと太陽光発電設備に対しては、隣接する農地の所有者に本来であれば事業計画があるというような説明が周辺農地の影響の観点からも大切なんですが、説明等がないといったこともございます。ですから、太陽光発電設備に関する申請件数、それから農業委員さんが調査するときの確認点等の基準、そういったものを示していければと考えております。

あと太陽光発電設備への転用の場合は許可されている事業の工事が完了してからじゃないと次の許可申請ができないのですが、その完了の基準というのは、県から示されているのは、過半が終わってればよいと、半分以上工事が終わってればよいということなんですね。太陽光発電設備で例えば5件の許可済地があった場合、過半という考えは3件が終わってれば過半なのか、それともどういう考えなのかという疑問もあるものですので、その辺の基準をきっちりとさせていきたいなと思っておりますので、今回はお示しできないんですが、次回の総会にそういった案を示させていただいて、皆様で検討をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、何かご質問とかご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

安藏委員 5番、安藏です。付随したことなんですが、営農型太陽光のことで、さっき榊を栽培して太陽光発電するというんですが、この榊の需要というのはあるのでしょうか。私は、疑問に思うんですよ。ほかの地域でも榊を栽培しているのですがどうな

のでしょうか。

それと農業委員会では、この営農型太陽光発電設備の調査状況を確認したり営農の適切な継続が確保されているかを確認したりと、農業委員会の仕事がたくさん増えてきちゃうと思うのです。この辺のところを事務局ではどのように考えているのでしょうか。

まず、櫛の需要について、本当にこんなに櫛が必要なのかと、私は、疑問に思っているのですが、いかがでしょうか。

議 長 事務局，どうぞ。

事務局 ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

まず、需要については、今のところ明確にお伝えできるものはございませんが、国産の櫛については、ある一定程度の需要があるという旨の説明がされての申請でございます。

一方で、この営農型太陽光発電設備の制度の説明なのですが、栽培する作物の制限はございません。一般的に露天施設で栽培されている収穫量の8割の収穫量が栽培できればいいですよという制度になっております。つまり、収穫物を売る目的だとか消費する目的を問わずに、生育が8割になる減収までは認めますという制度になっておりますので、需要があるなしにかかわらず耕作されている状況が継続されれば、制度としては一時転用として認めていくものになっております。

なお、こちらの制度としましては、年に1度、2月までに営農状況の報告がされまして、何か生育に不良があれば農業委員会からは是正指導などをしまして、8割程度の収量を継続して収穫していただくような制度になっております。

説明は以上です。

議 長 安藏委員，農業委員で確認するのは、もちろん農業委員まで事務局からお願いされれば確認するのですけれども、一応事務局が、現在の水戸市内の案件が営農型としてどの程度の状況かをこれから把握すると分かるので、今後については事務局で見てもらいます。

ただ、今の説明のように、法律上は営農型を止めるわけにはいかないですから、チェックについては事務局にやっていただくということはどうでしょうかね。

安藏委員 はい，分かりました。

議 長 皆川委員，お願いします。

皆川委員 10番, 皆川です。私の友達も榊をやっているんですよ。それで営農型の発電施設の場合には, 他の農作物では日が当たらないので何も栽培できないということです。榊は日陰だと, 杉山の中とかであってもみんないい榊になりますよね。営農型の施設の下というのは榊の栽培には適しているということは聞いたことがあります。

議長 はい, 高橋委員, どうぞ。

高橋委員 24番, 高橋です。下大野でも榊を営農していくということで今準備中かと思うのですが, 収量の8割が基準というのは, 榊を植えたばかりと3年後, 6年後で木の大きさは違いますよね。そういった年次ごとの基準収量のようなものは出ているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 ただいまのご質問についてご説明いたします。

具体的には申請書を後でお目通しいただければと思うんですが, そういった収量に関するものは検討することになっております。なお, あとは知見を有する者の意見書を添えての申請になっております。

榊に関しましては, 当初植えたのは苗木で, 3年, 4年, 5年ぐらいまでは収穫が見込めないということで, 収量についてはゼロというような申請が全部に共通していることです。

高橋委員 転用期間3年というのと, その期間は報告しなくてもいいということなんですか。

事務局 一応収量はゼロなんですが, きちんと栽培して管理していますよということで報告を毎年上げることになっております。

高橋委員 その管理の状況というのはどのように確認されるのでしょうか。やはり写真か何か見られるのでしょうか, それとも現地を確認するということでしょうか。

事務局 例年2月までに写真を添付の上, 現地の状況を報告していただいております。必要に応じて現地調査もしておりますので, その際に状況が悪ければ, 適切な管理ですとか, そういったものをしていただくように指導していくことになろうかと思われ

ます。

議 長 ほかにございますか。

はい、大圖委員，どうぞ。

大圖委員 12番，大圖です。安藏委員の問いにお答えしたいんですが，榊の栽培のことについて，どのぐらいの榊が必要なのか，私は水戸の花弁市場で調べたことがあるんです。そのときに，榊は今の需要の中で100%中国産なんです。そのために花弁市場でも日本で栽培してくださいと，そういう話をみんなにしているそうです。だから，榊はまだまだ需要に足りないんだそうです。そういう話を聞きました。報告だけしておきます。

議 長 安藏委員，今の大圖委員の話でよろしいですか。

安藏委員 はい。

議 長 では，市村委員，どうぞ話してください。

市村委員 4番，市村です。私から1つお話しします。

前にも話をしましたとおり，ここに来ましてもう8月，今年は稲の生育が早くて，今月末には稲刈りが始まる農家もありますね。そういった中で，野焼きについてでございますが，廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野焼きは禁止されているわけでございます。その中で，農家の副産物として野焼きは，地域にもよりますが，多少なりともやらなければならないようなことが起きてきます。

今，農家の担い手の方が少ないという中で，煙を出してはいけない，野焼きをしてはいけない，というような話は少し無理ではないかと思うわけでございます。そういった中で，市報，あるいは農業委員会だよりに載せていただきまして，市民の皆様に農家として必要なことを分かっていただけるようお願いしたいと思うわけでございます。

以上でございます。

議 長 農業委員会だよりで周知徹底というか，実は，多分常澄地区は常設の消防署の分署がございます。私もそのことについては，私の場合は緑岡分署ですが，署長に，農業を営むためにやむを得ず野焼きをしますと伝えて場所を伝えましたらば，全然問題なく，気をつけてやってくださいと言われました。前もってそう言っておかないと，

煙が出ると必ず通報する方がいるんですよ。そうすると消防署で対応しなければいけません、事前に連絡していれば、連絡を受けています、という対応の仕方ができるんですよ。

ですから、野焼きは意図的にやるわけじゃなくて、農業を営む上での副産物ですよ。それを、事前に分署に届けを出せば、燃やしては駄目ですとは言われなと思います。

厳しい文言で野焼きをやっちゃいけませんという通知が以前に1度ありましたよね。それについては、その後文言を訂正した書面を流したんですが、再度それを、市報等で周知できる可能性はあるでしょうか。

議 長 はい、事務局、どうぞ。

事務局 今回の野焼きの件につきまして、現在、水戸市では廃棄物対策課で取り扱っているのですが、そちらでやはり野焼きは禁止だと周知しています。これは全国的なことで、禁止だと周知しているわけなんです。

水戸市としましても、ただしその中で例外というのはございますから、田んぼで出たもの、そうしたものは、これから営農に支障が出るということであれば、そこも駄目だとまでは言わないですよということが書いてはあるのですが、それを強調できるかどうかというのは、これから私たちも話はしてみますが、全国的には禁止という方向が大きいものですから、絶対駄目だというわけではないですが、大手を振ってやっていいよとも言えないというのは難しいところでして、先ほど会長からも言ったように、連絡をして対応しておくとか、そういった流れを考えさせていただければということで、担当課ともこちらでも話はしてみたいと思います。

議 長 はい、どうぞ。

皆川委員 10番、皆川です。私の場合には、野焼きをしたいときに、消防署に電話を入れておくんです。ここへ電話しますと、まず燃やす住所地番、それから燃やすもの、これを確認されます。そうすると消防署から、分かりました、気をつけて燃してくださいと回答されます。そうやって私はいつも燃しているんですよ。

それでも去年は2回程パトカーが来ました。燃し終わったので車に乗ってバックをしていたら、そこにパトカーが止まりました。何しに来たの、と警察官に言いましたら、いや、通報がありましたから来ましたと言われました。俺はここへ電話を入れてからして燃やしてんだと言いました。そこでは何と言われましたか、と言うから、気をつけて燃してくださいと言って言いましたよと警察官に言いました。そしたら、警察

官も通報があると行かなくてはならないんですよとのことでした。

消防署へまた電話をして、燃すところの地名地番、それからどういうものを燃すか、時間的にどこら辺で燃すか、それを言えば、気をつけて燃してくださいと回答があると思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかほかございませんか。

はい。

市村委員 4番、市村です。この電話番号は消防署じゃなくて市役所でしょうか。

議 長 今言った電話番号は消防署の本署です。分署でも大丈夫ですから、出張所でも大丈夫です。

はい、外岡委員，どうぞ。

外岡委員 15番，外岡です。

今の件に関しては、認定農業者会の通信に詳しく書いてあり、3年くらい前に発行されていると思うんですね。あれを、再度農業委員会で確認して、その旨の通知をされたらばいいのかなと思っております。そこに内容がよく書いてあります。

議 長 皆さんよく分からないので教えてもらいたいのですが、内容についてはどのようなものでしょうか。

雨谷委員 19番，雨谷です。埋めて燃やしてもいいものが確かに内容にあったかと思えます。ただ、他人に迷惑をかけたら絶対いけないということで、煙の先に注意してもらおうということが一番大切です。煙害とか、洗濯物が汚れるとか、たとえ農産物の特例で燃やしていいものであってもです。

外岡委員 でもよく書いてあるのは確かなんですよ。だから、あれをもう一回、広く配布して、市報とかに折り込んで入れてもいいのかなと思いますね。

議 長 では、その煙の害については、要するに地域住民に迷惑をかけないということが前提条件だというようなことですね。

あとは先ほどから言っていますように、いきなり燃すんじゃなくしてさっき言った消防署に電話をして、きちんと届出た上で燃やすということではないですか。

市村委員 4番, 市村です。いずれにしても事務局でよく考えて, 農業委員会だよりとか市報に載せてください。

議 長 いいですね。

それでは, 太陽光発電設備の申請についてですが, ほかの市町村の状況なども把握しまして, 太陽光発電所に関する申請の扱いについては検討するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことですので, 検討を進めることといたします。

以上をもちまして, 第2回総会を閉会いたします。

ご審議いただきましてありがとうございました。

閉会 午後2時40分